

高砂市保護司会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高砂市保護司会（以下「保護司会」という。）に対し補助金を交付することにより、保護司会の充実強化、犯罪予防のための世論への啓発活動の推進及び市民の犯罪予防知識の高揚を図り、もって安全安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(補助金の対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 更生保護事業に関する事務に要する経費
- (2) 更生保護事業に関する講演会、研修会等の開催に要する経費
- (3) 更生保護事業に関する資料等の作成経費
- (4) 更生保護事業に関する調査、研究等に要する経費
- (5) その他市長が必要と認める経費

(補助金の交付)

第3条 市は、保護司会に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算に定める範囲内の額とする。

(帳簿の備付け)

第5条 保護司会は、当該補助事業に係る収入、支出及び事業等の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、支出及び実施事業に係る証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）の規定を準用する。

- 2 市長及び保護司会は、補助金の交付等に関し、国又は県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。